

## 令和3年度自動車サプライヤー連携強化事業補助金概要（募集案内）

### 1 自動車サプライヤー連携強化事業補助金の目的

北部九州自動車産業アジア先進拠点推進会議（以下「推進会議」という。）では、（コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を支援するため）県内の自動車関連産業に携わる中小企業を対象に、自社技術・強みのPRツールの作成や地域内外の企業・団体との共同開発に係る経費に対して補助金を交付することとし、このことにより県内中小企業の競争力強化を図ります。

※「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条1項に規定する中小企業者又は中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合をいいます。

### 2 応募対象者

#### （1）単独申請区分

- ・県内に事業所（登記上の主たる事務所、工場、研究所等をいう。）を置く自動車関連産業に携わる（意向を含む）中小企業

#### （2）共同申請区分

- ・企業を含む複数の構成員（個人を除く。）による共同開発グループ
- ・グループのうち主たる代表申請者は、県内に事業所（登記上の主たる事務所、工場、研究所等をいう。）を置く自動車関連産業に携わる中小企業

※（1）、（2）いずれの区分においても、応募対象者が以下に該当する場合は、交付の対象としません。

- ・暴力団又は暴力団員
- ・暴力団員が事業主又は役員であるもの
- ・暴力団員と密接な関係を有するもの

※また（1）、（2）いずれの区分においても、北部九州自動車産業アジア先進拠点推進会議の会員である必要があります。入会、年会費ともに無料ですので、お気軽に以下のお問い合わせ先に御連絡ください。

### 3 補助対象期間

交付決定の日から、令和4年2月26日まで

※実績報告書の提出期限にご注意ください。

#### 4 補助率、補助限度額、補助対象経費及び採択予定件数

##### (1) 補助率及び補助限度額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、補助限度額は補助区分毎に次に掲げるとおり（算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。）とします。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けて、原則として売上高等が前年または前々年同月と比較して15%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3か月間の売上高等が前年または前々年同期と比較して15%以上減少することが見込まれる申請者（共同申請の場合は代表申請者）は、特例として補助対象経費の4分の3以内とし、次のとおり補助限度額を引き上げることが可能です。

##### ・補助率

<u>1 / 2 以内</u>	※新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例 <u>3 / 4 以内</u>
-----------------	--

##### ・補助限度額

補助区分	事業内容	補助限度額
単独申請	・自社の技術・強みのPRツール（ホームページ、動画等）の作成	500 千円 （※新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例に該当する場合：750 千円）
共同申請	・共同開発等に必要な設備の導入 ・試作品の開発費 ・既存製品の改良費 等	2,000 千円 （※新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例に該当する場合：3,000 千円）

## (2) 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、次に掲げる経費のうち、推進会議会長が必要かつ適当と認めるものとします。

### ・補助対象経費

①	機械装置費
②	材料・消耗品費
③	外注・委託費
④	旅費
⑤	人件費
⑥	外部講師受入費
⑦	その他経費

※各経費の詳細は、自動車サプライヤー連携強化事業補助金交付要綱別表1を参照ください。

※以下については、補助対象経費として認められませんのでご注意ください

- ・補助金交付決定日より前に発注、購入等、契約、または事業期間終了後に納品、検収等を実施したものに係る経費
- ・機械装置等の設置・保管場所の家賃、使用料、保管料、地租
- ・機械装置等を設置、製作、作動させるため社員の人件費、光熱費、通信費
- ・消費税、収入印紙代、銀行振込手数料、代金引換手数料
- ・機械装置等の補修管理費、各種保険料
- ・汎用性があり、目的外使用になり得る備品、設備（事務用のパソコン、プリンタ、タブレット、デジタル複合機等）の購入費に要する経費。
- ・上記のほか、推進会議会長が公的資金の用途として不適切と認める経費

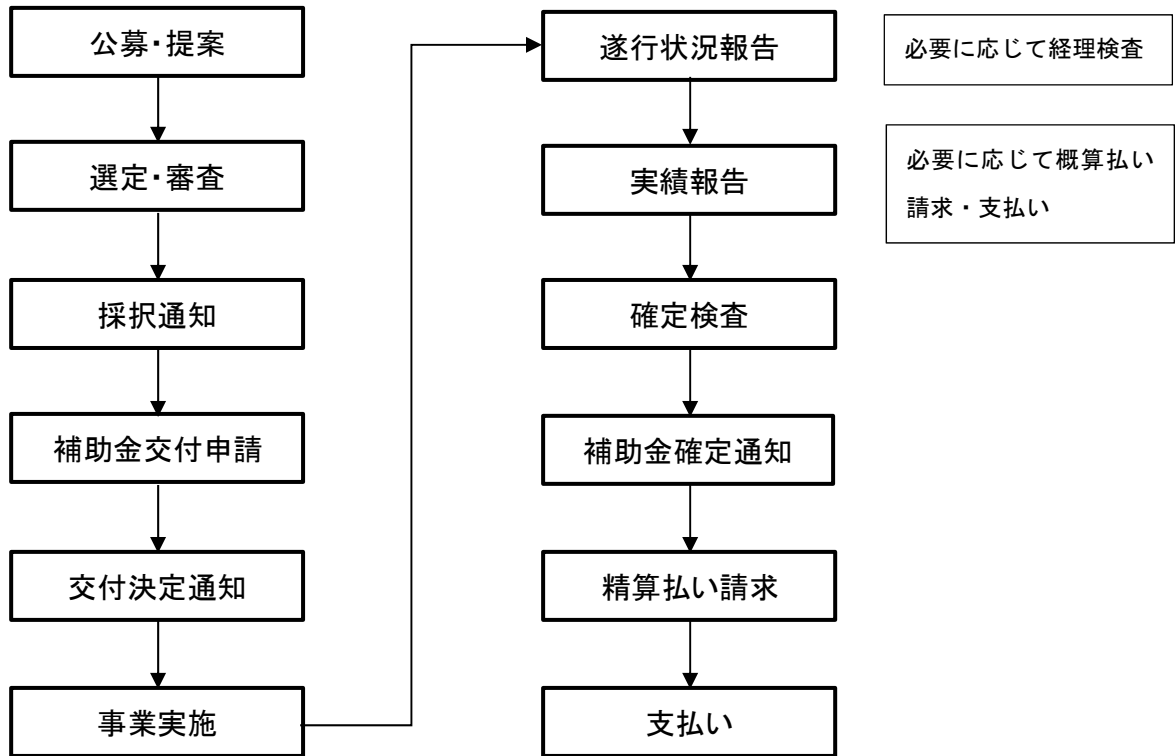
## (3) 採択予定件数

補助区分	採択予定件数
単独申請	8件程度
共同申請	8件程度

※審査の結果、件数は変動する可能性があります。

※補助金交付決定額が予算額に達した時点で募集を終了します。

## 5 事業の流れ



## 6 募集期間

令和3年4月12日（月）～令和3年8月31日（火）午後5時まで  
郵送または持参により、提出書類一式を提出  
※補助金交付決定額が予算額に達した時点で募集を終了します。

## 7 提出書類

以下の（１）～（４）を正本１部・写し７部提出してください。

- （１）令和3年度自動車サプライヤー連携強化事業提案書（実施要領様式第1号）
- （２）（１）の別添資料
- （３）誓約書
- （４）その他添付書類

※提出書類は採択審査以外の目的には使用せず、応募内容に関する秘密は厳守します。

※提出書類は返却しません。

## 8 審査

審査は、推進会議に設置した審査委員会で行い、採択、不採択の結果を6、9月頃に申請者または代表申請者宛てにお知らせします。

※4月から5月31日までの申請分は6月頃、6月1日から8月31日までの申請分は9月頃を予定。

## 9 補助金の支払い

補助金の支払いは原則、交付すべき額が確定した後の精算払いです。ただし必要と認められる場合に限り、補助金の一部につき概算払いにすることができます。

## 10 成果の帰属

補助事業によって得られた産業財産権等の開発成果は補助を受けた企業・団体等に帰属します。

## 11 他の研究開発事業との不合理な重複

競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除を行うため、地方公共団体や国等が行う研究開発事業と重複して実施することはできません。

## 12 問合わせ及び提案書類の提出先

本事業についての問合せ及び提案書の提出先は、次のとおりです。

北部九州自動車産業アジア先進拠点推進会議事務局（福岡県商工部自動車産業振興室）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

Tel : 092-643-3447 Fax : 092-643-3421

担当：福田、西村